

休日作業願についての変更点及び注意事項

平成 29 年 11 月

<主な変更点>

1. 休日作業願と早朝・夜間作業願を統合し、「休日・時間外作業願」とします。不要な項目は削除して使用してください。
2. 提出方法は、持参することに加えて、電子メール等により送信することも認めます。なお、電子メール等の場合は、現場代理人の印は、後日押印することとします。

<注意事項>

発注者としては、休日を確保した工期を設定しています。

休日・時間外の作業はできる限りないように、工程管理を行ってください。

休日・時間外に作業した場合は、できる限り代休等の休日を確保してください。

作業理由に「工期短縮のため」は認めません。工期短縮は、手順の見直しなどにより行ってください。